

子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けた取組について

国の子ども・子育て会議における審議等を経て、平成25年8月6日付けで内閣府が通知した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案」の内容を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の本格施行(平成27年4月予定)に向けて、以下のとおり取り組むこととする。

1 (仮称)杉並区子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援法第61条(以下、「法」という。)の規定に基づき、平成26年度末までに策定する「(仮称)杉並区子ども・子育て支援事業計画」(以下、「支援事業計画」という。)について、より実態に応じた計画とするため、次の対応を図る。

(1)杉並区子ども・子育て会議の設置

支援事業計画の策定並びに策定後の計画の推進に資するため、法第77条の規定を踏まえ、既存の「杉並区子ども・子育て専門委員会」を発展的に改組し、区長の附属機関として、新たに「杉並区子ども・子育て会議」を条例で設置し、子ども・子育て支援策全般に係る意見を聴取する。

(2)ニーズ調査の実施

就学前の教育・保育や小学校就学後の学童クラブに係る利用状況及び利用希望を把握し、より適切な教育・保育等の需要の見込みを推計するための一助として、就学前児童又は小学生児童のいる保護者に対して、ニーズ調査を実施する。

2 新たな事務処理基準の策定

法に基づき区が新たに実施することとなる事務について、平成26年秋までを目途に、事務処理基準となる条例を新たに策定する。なお、基準内容については、今後国が示す基準等を踏まえ、別途検討を進めていく。

- 地域型保育事業に関する認可基準
- 保育施設等の運営に関する基準
- 保育の必要性の認定等に関する基準
- 学童クラブの運営等に関する基準

3 新制度に係る保育業務システムの改修

新制度に対応する保育業務システム(保育の必要性の認定、保育施設等の確認業務等)について、平成26年9月末までを目途に、現行システムの必要な改修を図ることにより対応する。

4 主なスケジュール(予定)

平成25年	10月	保育業務システムの改修に係る契約締結
	11月下旬以降	子ども・子育て会議の設置、ニーズ調査の実施